

みなみ保育園 苦情解決

社会福祉法代 82 条の規定により、本園では利用者からの苦情(ご意見・ご要望等)に応えるため次のような体制を整えています。本園における苦情解決責任者・苦情受付担当者及び第三者委員を設置しています。

| | |
|---------|----------------------------|
| 苦情解決責任者 | 副園長(高野まり) |
| 苦情受付担当者 | 主任保育士(押川和枝) |
| 第三者委員 | 第三者委員は 2 名で構成し、問題解決にあたります。 |

保育園をご利用されるにあたりまして、お気づきのことや、ご意見・ご要望などがございましたら、ご遠慮なくお伝えください。(お電話・書面・面談など)平成 29 年度 4 月～10 月の苦情はございませんでした。

